

令和4年度から適用される制度改正

(1) 住宅ローン控除の特例の延長等

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）について、控除適用期間 13 年間の特例措置を延長し、一定の期間（注）に契約した場合、令和4年12月31日までの入居者を対象とすることとなります。

また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象となります。

詳しくは、国土交通省ホームページをご確認ください。

（注）注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末まで

(2) 上場株式等の配当等所得および譲渡所得等の申告手続きの簡素化

令和3年中の株式等に係る配当所得等および譲渡所得が、特定配当等および特定株式等譲渡所得のみであり、その全てを個人住民税において申告不要とする場合（総所得金額等や合計所得金額に含めない場合）は、原則として、所得税確定申告書第二表に記載することで申告手続きが完結でき、個人住民税の申告書の提出は不要となります。

適用を受けるには、個人住民税の納税通知書が送達されるときまでに、所得税確定申告書（第二表）の下段「住民税（・事業税）に関する事項」の「住民税」のうち、確定申告書 A 様式は「特定配当等の全部の申告不要」欄、確定申告書 B 様式は「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に、それぞれ「○」を記載し確定申告を行う必要があります。

※上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除がある場合は、個人住民税の申告書の提出が必要となります。

確定申告書 A 様式（抜粋）

○ 住民税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	特定配当等の全部の申告不要	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法		都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
					特別徴収	自分で納付				
	円	円	円	○	○	○	円	円	円	円

確定申告書 B 様式（抜粋）

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法		都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
						特別徴収	自分で納付				
	円	円	円		○	○	円	円	円	円	

(3) 国や地方自治体の実施する子育てにかかる助成等の非課税措置

子育て支援の観点から、保育を主とする国や地方自治体からの子育てにかかる施設・サービスの利用料に対する助成等について非課税所得とされました。

«非課税となる助成等の例»

国や地方自治体からの助成のうち以下のもの

1. ベビーシッターの利用料に対する助成
2. 認可外保育施設等の利用料に対する助成
3. 一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成

(注) 上記の助成と一体として行われる助成についても対象となります。(例：生活援助・家事支援、保育施設等の利用の際の主・副食費や交通費等)

(4) セルフメディケーション税制の見直し

令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合、健康保持増進、疾病の予防として一定の取組を行ったことを証する書類の提出または提示が不要になりました。ただし、内容を確認することがあるため、自宅で5年間は大切に保管してください。